

(仮称)長岡京市ふるさと資料館

基 本 構 想

平成26年3月

長岡京市教育委員会

目 次

I 部	基本構想の策定	1
	はじめに	1
	1 策定の背景	2
	2 策定の経緯	2
	3 文化財保護事業をめぐる大きなうねり	5
	4 資料館実現の必要性	6
II 部	基本構想	7
	1 基本理念	7
	2 基本方針	7
	3 まちなか博物館ネットワーク	9
III 部	ふるさと資料館へのみちのり	11
	1 時代の選択と期待のなかで	11
	2 文化財保護事業の展開	11
	3 既存施設の現状と課題	12
	4 ふるさと資料館の実現へ ～展望～	16
資料編		17
	1 (仮称) 長岡京市ふるさと資料館検討委員会設置要綱	17
	2 (仮称) 長岡京市ふるさと資料館検討委員会開催経過	18
	3 (仮称) 長岡京市ふるさと資料館検討委員会委員	18

I 部 基本構想の策定

はじめに

本市は、西山を背景として、小泉川・小畑川などの川が流れる自然豊かなまちです。この地における人々の営みは、古く旧石器時代にまでさかのぼります。その営みのなかで育まれてきた多くの文化は、現代を生きる私たちに古くからの生活の様子や歴史を伝えるとともに、日々の暮らしに精神的な豊かさや感動を与えてくれます。また、地域で継承されてきた伝統的な文化は、人々の手によって掘り起こされ、再認識されることにより、地域の人々の連帯感を育み、共に生きる社会の基盤をつくっていく役割を担っています。

文化財は、過去の伝統的な文化が結実した一つの形であり、市の歴史や文化の理解に欠くことのできない貴重な資産であるとともに、現在及び未来の社会の発展に欠かせないものです。そのため、文化財は将来の地域づくりの核となるものとして、確実に次世代へ継承していくことが求められています。

その一方で、急速な開発や少子高齢化などに伴う社会構造や価値観の変化によって、歴史的な建造物や文化的な景観、あるいは古墳や城跡といった遺跡、地域に伝わる行事や古文書など、長い歴史の中で育み伝えられてきた伝統的なものが失われつつあります。これら市内に点在する文化財とその周辺環境を保全するためにも、長岡京市全域の文化財と展示施設を「まちなか博物館ネットワーク」として有機的につなぐ中核施設が必要です。

この構想では、(仮称) 長岡京市ふるさと資料館とそれを包含するまちなか博物館ネットワークの基本的な考え方、およびその実現へのみちのりについて策定しました。

策定の進め方



第二外環状道路建設に伴う発掘調査が終了した下海印寺（平成23年）

1 策定の背景

近年、全国的に個性あふれる地域づくりが課題となり、地域の歴史や文化の価値を見直し、地域活性化の資源として文化財を活用する試みが盛んになってきました。どのまちも、固有の歴史や文化を有し、それらを地域の資産として保存・活用することにより、「まち」のアイデンティティーが確保され、絆がつくられていくのです。

少子高齢化時代を迎え、生涯学習の多種多様化とともに、文化財に対する関心や学習活動の場を求める声がますます高まっています。生涯学習を支援する体制づくりが、さらに強く求められているのです。

そのようななか、本市は、市名をかつての王城の名前に定め、創世への意欲が満ちあふれていた1200年前の活気を現代によみがえらせようと、新しいまちづくりに取り組んでいます。

「長岡京跡」は、本市の市街地のほぼ全域を占めており、さらには旧石器時代から現代までの豊富な埋蔵文化財や歴史資料もあります。また長岡天満宮や乙訓寺・光明寺をはじめとする多くの神社や旧跡なども、永年にわたる人々の営みを有形・無形の文化財として今に守り伝えています。

これらの文化財に触れ、地域の魅力を再発見することで、ふるさとに対する愛情や誇りを育むことができます。それによって、かけがえのない私たちの「まち」が生き生きと輝き、市の宝ともいふべき文化財や自然が未来に継承されていくのです。

「(仮称)長岡京市ふるさと資料館基本構想」は、このような背景のもとに策定しました。

2 策定の経緯

長岡京市では、昭和49年に「長岡京市生活環境の向上等に関する基本条例」を制定しました。当時、本市は京都・大阪間のベッドタウンとして人口増加がピークに達し、都市化と都市基盤整備が不均等になりつつありました。そのため、市民の生活環境を守り、健康で文化的な生活が営めるようにこの条例を定めたのです。

この基本条例に基づき、市の各行政分野ごとに市民の生活環境を守るための具体的な施策が考えられました。昭和49年10月、「文化財保護審議会」が設置されて市指定文化財の指定基準を定め、昭和50年7月には「長岡京市文化財保護条例」が制定されました。

昭和51年12月には「長岡京跡」に対する行政指導が強化され、埋蔵文化財の調査や遺跡保護に対する指導が行われるようになりました。昭和52年、「長岡京市における埋蔵文化財取扱要綱」を定め、本市においても埋蔵文化財保護行政の体制が急務となったのです。さらに同年11月には「長岡京市民憲章」が制定され、その中で歴史遺産の大切さがうたわれ、市民とともに文化財保護を行っていくことになりました。

長岡京市では、昭和53年4月に初めて文化財担当職員を採用し、昭和55年には文化庁通達に基づき「発掘調査指導基準」が策定されたのをうけて、埋蔵文化財の調査が本格的に行われるようになりました。埋蔵文化財保護行政に迅速かつ効率的・専門的に対応するため、昭和57年4月に社会教育課の中に文化財係が設けられ、同年7月には財団法人長岡京市埋蔵文化財センターが設立されたのです。

昭和59年の「長岡京市新総合計画」では、歴史資料の展示、収蔵、調査研究等の機能をあわせ持った埋蔵文化財施設の設置を検討することが掲げられ、発掘調査によって出土した多量の遺物の保管場所や整理等に対処するため、昭和60年7月に「長岡京市埋蔵文化財調査センター」が奥海印寺地区に開所され、ここに埋蔵文化財の調査・研究体制が整いました。

新総合計画をうけた大きな取り組みの一つとして、昭和60年度から「市史編さん事業」が実施されたことがあげられます。この事業では、考古・自然地理・人文地理・歴史・建築・美術・民俗の各分野で市内全域を対象とした総合調査が行われ、平成9年に『長岡京市史』全7冊が完結しました。この大事業によって行われた専門家による基礎的な調査と体系的な研究、そして市民参加の市史づくりで培った所有者や市民との信頼関係は、今後の文化財保護行政を進展させていくための大きな礎です。市史編さん委員会の解散にあたっては、収集資料の保存や調査成果を今後のまちづくりへ生かしていくために、「歴史郷土資料館」開設の要望書が提出されました。

長岡京市文化財保護行政と資料館構想のあゆみ

※太字は資料館構想に関する事項

年	月	西暦	事 項
昭和 49	4	1974	「長岡京市生活環境の向上等に関する基本条例」が制定される
昭和 50	7	〃	「長岡京市文化財保護条例」が制定され、10 月に文化財保護審議会が設置される
昭和 51	12	1976	長岡京市域が「長岡京」周知の遺跡に認定され、遺跡の保護が強化される
昭和 52	11	1977	長岡京市指定文化財第 1 号として勝龍寺木造十一面観音像などが指定される
〃	〃	〃	「市民憲章」が制定され、歴史遺産の大切さがうたわれる
昭和 53	4	1978	長岡京市で初めて文化財担当の職員が採用される
昭和 56	10	1981	恵解山古墳が国史跡となる
昭和 57	4	1982	長岡京市教育委員会社会教育課に文化財係が設けられる
〃	7	〃	財団法人長岡京市埋蔵文化財センターが設立される
昭和 58	7	1983	長岡京市として初めて埋蔵文化財以外の文化財調査を行う(寂照院総合調査)
昭和 59	6	1984	「長岡京市新総合計画」が策定され、埋蔵文化財施設の設置を検討することが掲げられる
昭和 60	7	1985	長岡京市立埋蔵文化財調査センターが開所する
〃	8	〃	長岡京市として初めて本格的な古文書調査を行う(今里地区古文書調査)
〃	11	〃	『長岡京市史』編さん事業が始まる
平成 3	9	1991	開発予定であった長法寺七ツ塚古墳群のうち5号墳が都市公園として保存される
平成 4	4	1992	勝竜寺城公園(都市公園)が設置される
平成 9	3	1997	『長岡京市史』編さん事業が終了し、『長岡京市史』全7巻が完結する
〃	12	〃	元長岡京市史編さん委員から、「歴史郷土資料館の開設を期待する要望書」が提出される
平成 10	4	1998	「長岡京市新総合計画第 3 期基本計画後期実施計画」で「歴史文化資料館建設構想検討事業」が掲げられる
平成 11	7	1999	「長岡京市個人情報保護条例」および「長岡京市情報公開条例」が制定される
平成 12	12	2000	長岡京市で初めて神足石田家住宅が国登録有形文化財となる
平成 13	4	2001	長岡京市永年保存文書について保存要否協議が行われ、以後、毎年廃棄選別が行われる
〃	3	〃	「長岡京市第 3 次総合計画」が策定され、総合的歴史文化資料館の整備が掲げられる
平成 14	9	2002	長岡京をはじめ郷土学習の拠点施設として長岡京市立中山修一記念館が開館する
平成 16		2004	ふれあいセンター(第 2 開田自治会館)検討のなかで、「まちなか博物館構想」が盛り込まれる
平成 18	4	2006	「長岡京市第 3 次総合計画第 2 期基本計画」で「(仮称)長岡京市ふるさと資料館検討事業」が実施事業となる
平成 20	4	2008	「長岡京市景観計画」が策定され、翌年 7 月には「長岡京市景観条例」が制定される
〃	12	〃	(仮称)長岡京市ふるさと資料館庁内検討会議が行われる(～平成 23 年)
平成 21	6	2009	文化財保護審議会が「ふるさと資料館の開設を期待する要望書」を教育長に提出する
平成 22	5	2010	教育委員会が文化財保護審議会に「長岡京市指定文化財指定の指針」について諮問し、翌年の答申で「(仮称)長岡京市ふるさと資料館検討事業」を早急に具現化することが求められる
平成 23	3	2011	「長岡京市第3次総合計画第3期基本計画書」が策定され、引き続き「(仮称)長岡京市ふるさと資料館検討事業」が掲げられる
〃	12	〃	恵解山古墳保存整備工事が始まる
平成 24	11	2012	文化財所有者および有識者、市民公募からなる「(仮称)長岡京市ふるさと資料館検討委員会」が設置され、「(仮称)長岡京市ふるさと資料館基本構想」の検討が始まる



市指定文化財の乙訓寺本堂解体修理現場見学会。阪神淡路大震災で大きな被害を受け、復興に取り組む（平成9年）。



伝統産業のタケノコ栽培。その歴史と技術を伝えようと『京タケノコと鍛冶文化』の刊行に取り組む（平成11年）。



「乙訓の石舞台古墳」とよばれる今里大塚古墳の整備が始まる。周濠部分も買収し、防災施設を兼ねた都市公園として生まれ変わる（平成11年）。



鎌倉時代からの古文書が伝わる調子家文書。近代までの全容が解明され、京都府の文化財に指定される。念願の修理が完成し、府立山城郷土資料館へ寄託する（平成15年）。

これを受け「長岡京市新総合計画第3期基本計画後期実施計画」（平成10年～12年）で「歴史文化資料館建設構想検討事業」が掲げられ、「庁内ワーキンググループ」の活動が始まり、「道の駅」資料館構想なども浮上しましたが、具体的な進展には及びませんでした。

その後、これを引き継いだ「第3次総合計画」（平成13年3月策定）で「住みつづけたい みどりと歴史のまち 長岡京」がまちの将来像として掲げられ、第3章「教育・人権・文化 豊かなふれあいを育てるまちづくり」のなかに、「総合的文化資料館構想の検討」が基本計画の施策の一つとして取り上げられます。

平成16年には「地域ふれあいセンター」の検討のなかで、「まちなか博物館構想」が盛り込まれ、市内に点在する展示施設、歴史遺産のネットワーク化とともに、中核施設としての資料館の必要性がうたわれました。そして平成18年度からの「長岡京市第3次総合計画第2期基本計画」で、「（仮称）長岡京市ふるさと資料館検討事業」が実施事業となりました。この事業では、近隣市町村の現状調査や、国・京都府の新しい政策・施策の研究を行いながら、関係各部課の委員からなる庁内検討会議を開催し、資料館の必要性と実現性について検討されました。

平成23年3月に策定された「長岡京市第3次総合計画第3期基本計画」では、「（仮称）長岡京市ふるさと資料館検討事業」が主要な事業として位置づけられ、「市域全体を文化財と周辺環境からなる博物館ととらえ、そのネットワークの中核として、地域住民が『調べる』、『学ぶ』、『伝える』活動を行うことができる施設」と（仮称）長岡京市ふるさと資料館が定義されました。

3 文化財保護事業をめぐる大きなうねり

(1) 歴史文化とまちづくり

平成20年11月、「歴史まちづくり法(地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律)」が施行されました。これは、歴史的な資産を活用したまちづくりを国が支援するために、文部科学省(文化庁)・農林水産省・国土交通省の共管の法律として新たに制定されたものです。

これに先立つ平成19年10月、文化庁は「歴史文化基本構想」の策定を提唱しました。「歴史文化基本構想」とは、市町村が策定する「地域の文化財をその周辺環境も含めて総合的に保存・活用していくための基本構想」のことです。また、平成23年には第3次「文化芸術の振興に関する基本的な方針」が策定され、国による新しい文化施策のあり方が提起されました。

一方、まちづくり行政にも新しい動きが起こっています。平成16年6月、良好な景観は地域の自然・歴史・文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成されるものとして、その整備及び保全が図られなければならないとする「景観法」が施行されました。長岡京市では、これを受け平成20年4月に「景観計画」を策定、そして平成21年7月に「景観条例」を施行しています。

新しい法律や制度のなかで、その推進の条件としてうたわれているのは、地域住民、NPO法人など多様な主体との連携です。従来のハード事業に対してだけではなく、歴史文化を反映した活動や啓発等のソフト事業に対しても総合的な支援を行うという考え方が広く浸透しつつあります。

(2) 教育・学習との連携

平成18年12月、「教育基本法」の全部改正が行われました。国及び地方公共団体は、図書館・博物館・公民館その他社会教育施設を設置し、社会教育の振興に努めなければならないことが明記されています。教育委員会では、平成23年3月に「長岡京市教育振興基本計画」を策定し、このなかでふるさと資料館の整備について必要性や基本理念、方針などを検討することを盛り込みました。

(3) 知的資源としての歴史公文書

平成21年7月、「公文書等の管理に関する法律(公文書管理法)」が公布され、平成23年4月に施行されました。この法律のなかでは、公文書が健全な民主主義を支える国民共有の知的資源であることがうたわれ、行政文書等の適正な管理とならんで、歴史公文書等の適切な保存と利用が明記されています。地方公共団体はこの法律の趣旨をふまえ、必要な施策を策定してこれを実施するよう努めなければなりません。



4 資料館実現の必要性

（１）市史編さん事業と文化財保護事業の成果を継承・発展

市史編さんの収集資料とこれまでの文化財保護事業で蓄積した調査資料は、長岡京市の遺産として、市民と行政が一体となって継承していかなければなりません。また、調査を通じて培われた行政と所有者・市民との信頼関係も継承していかなければなりません。時間が経過するなかで、資料が失われたり新たに見つかったりすることもあるため、継続的に調査・研究・保存を実施することもあります。状況に応じたきめ細かな現況確認調査、補充調査を積み重ね、新たに要請される各分野の調査に取り組み、さらに市の歴史や市民の活動の基本資料である歴史公文書の保存・活用に対して、これまでの取り組みをふまえた責任ある対応を行っていくことが求められます。

（２）文化財を適切に保存する機能を備えた収蔵庫の設置

長岡京市には、国の重要文化財、府や市の指定文化財など、多数の貴重な文化財が伝わっていますが、保管スペースの不足、保存に必要な設備（防災・防火・空調）を満たす施設がないことから、その一部を京都府立山城郷土資料館に預けています。わがまちの宝を入れる市民共有の収蔵庫が必要です。

（３）身近な歴史文化に学び、生の資料に触れる場の創出

人々の心を動かすのは、本物の資料です。展示などをとおして本物の資料に触れることで、市民が身近な歴史文化を学ぶことができる施設の整備が求められています。

（４）情報の発信

市民や研究者に向けた文化財情報の発信が求められています。そこに資料の保存と公開の機能が伴わなくては、情報発信は一方的なお知らせにとどまってしまうます。情報発信によって新たに生じる人々の要請にも応えることが必要です。また、情報発信のツールを整備することも大きな課題です。

（５）文化財保護の新たなシステムづくり

都市開発や資料所蔵者の高齢化・世代交代などが進み、資料の紛失・散逸の危険性が増しています。資料の紛失・散逸は、私たちのまちの歴史や文化を学び、体感し、長岡京市の魅力を再発見するための、貴重な地域資源を失うことにもなります。これらの収集・保存を図るためにも、地域住民と協働し、文化財保護事業を進めていく場が必要です。

（６）新しい歴史文化ゾーンの創出

長岡京市全域を総合博物館「まちなか博物館」として、文化財の周辺環境も含め、総合的に保存・活用していくしくみが求められています。ネットワークがそれぞれ相乗作用し、効果的にはたらくためには、その中核機能が必要です。そこには、観光の振興や地域の活性化といった視点も欠かせません。

（７）歴史文化の空間を結ぶ

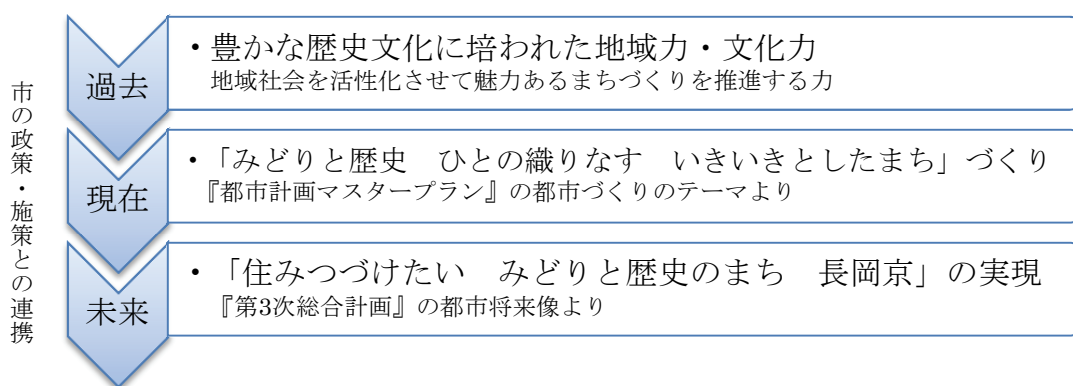
いうまでもなく長岡京市の歴史文化は、この地域だけで完結するものではありません。乙訓・長岡京・西岡・京都の西山といった広い空間のなかで人々が歴史文化に触れることができれば、よりいっそう理解は深まり、わがまちへの愛着も生まれることでしょう。長岡京市内だけでなく、近隣の資料館や機関と連携した取り組みが期待されています。

Ⅱ部 基本構想

1 基本理念

市民とともに歩む地域に息づく資料館

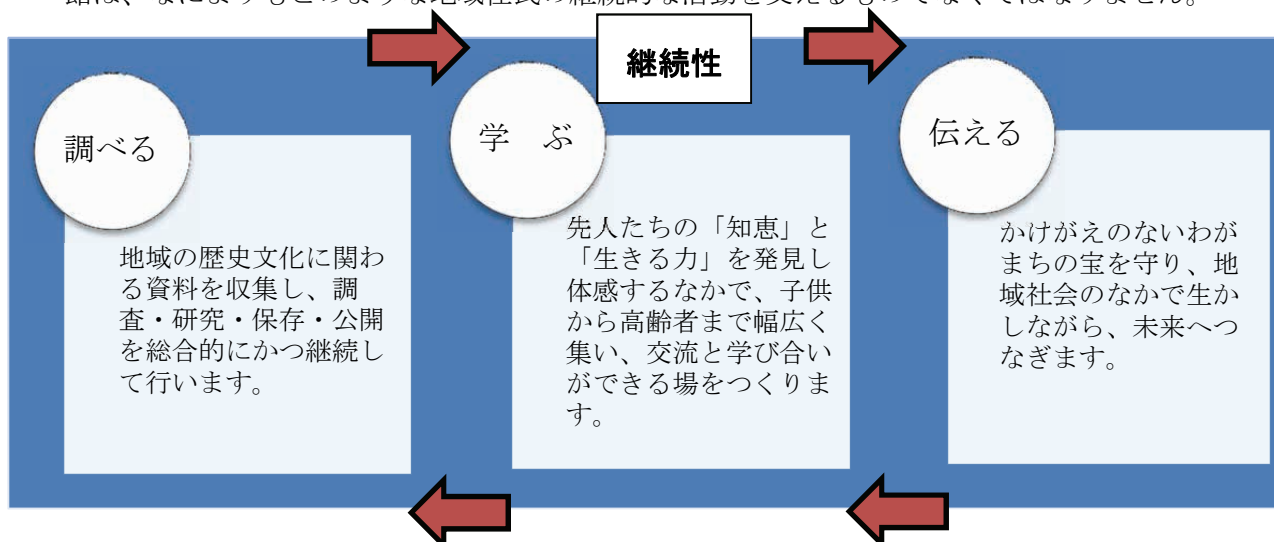
- 歴史文化をとおして地域への愛情を育み、今の時代を考え、未来へ向けて夢を託します。
- 過去ー現在ー未来の中で息づき、「みどり」とともに、豊かでうるおいのあるくらしを創る一翼を担い、市の政策・施策と連携して市民とともに歩みます。



2 基本方針

まちなか博物館ネットワークの中核施設

- 地域住民の幅広い交流のなかで「調べる」・「学ぶ」・「伝える」活動を行います。
- 地域全体を文化財と周辺環境からなる博物館ととらえ、資料館はそのネットワークの中核施設としての役割をはたします。
- いつの時代でも、未来のことを考えるのは容易ではありませんが、だからこそ私たちの目の前にある過去の歴史文化を継続的に調べ、繰り返して学び、大切に伝える必要があります。資料館は、なによりもこのような地域住民の継続的な活動を支えるものでなくてはなりません。



（１）歴史文化総合資料館と公文書館

（仮称）長岡京市ふるさと資料館は、市史編さん事業の成果と文化財保護事業で行われる調査・研究成果を継承・発展させることが目的で、文化財の総合的な保存に取り組む資料館と歴史公文書の保存を担う公文書館の機能を持ちます。それぞれ収集する資料の対象や公開・利用の方法は異なりますが、連携して活動し、現在・未来の市民へ歴史文化を伝える責任を果たします。

（２）収蔵庫

文化財は、それを生み出した主体（家・村・区・寺社など）が、生み出された場所で大切に伝えていくのが理想です。しかし、時代や社会条件が変化するなかで、それらを維持してきた母体が弱まったり失われたりしてしまった場合は、行政がそれを支えていく責任をもたなければなりません。市民の宝を入れるしっかりした「共有の蔵」をつくり、市の財産として伝えます。

（３）職 員

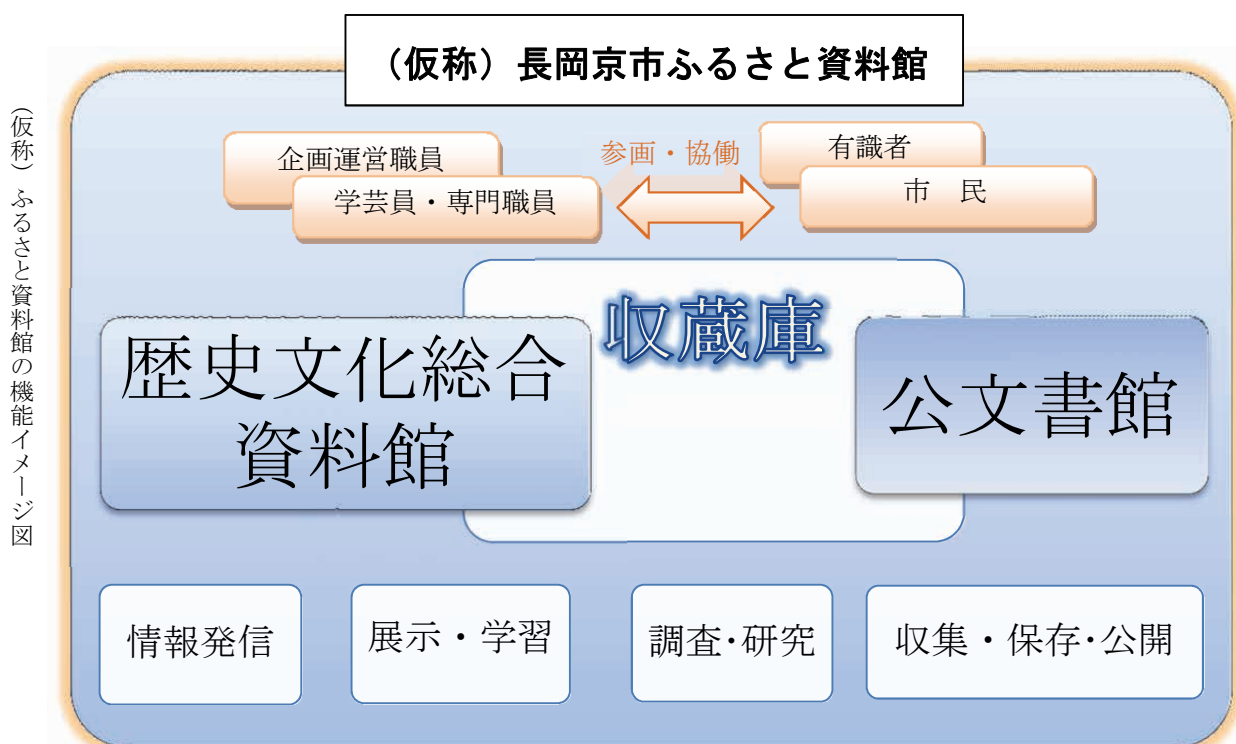
資料館活動の展開は、機能を動かす企画運営職員や専門職員の肩にかかっています。館が担う文化財の管理や展示・調査・研究・学習機能はもちろん、市民と協働する仕組みをつくり、専門的な知識にもとづいた適切な助言や指導、そして所有者との信頼関係を築きながらさまざまな活動を行います。また、文化財の保全・活用を進めるため、近隣の資料館との連携も進めます。

（４）調査・研究

市民との協働のなかで、それぞれの目的に応じた調査手法を駆使し、長岡京市の歴史文化に関する学術的な調査・研究を継続して行います。さらに資料の性質や実情に即した保管や修理・修復、わかりやすい展示手法の開発、児童・生徒に向けた教材づくりなどの技術的研究を行います。これには、有識者による専門的な知識や技術を積極的に取り入れていく態勢を常に確保しておくことが肝要です。展示・学習に反映できるような独自の研究テーマを定めることも課題の一つです。

（５）収集・保存・公開

収集した資料を利用しやすいように整理し、目録や報告書等を刊行して調査研究成果を一般に提供し、資料の保存を図りながら公開します。また、文化財保護法の適用を受ける指定文化財については、解説書や目録を作成して、利用の便を図ることが博物館法に規定されています。



（６）展示・学習

展示には、常設展・企画展・速報展、コーナー展示などさまざまな種類があります。古代の長岡京や中世の乙訓惣国一揆などコンセプトを定め、生き活きとした歴史像をわかりやすく展示します。本物を展示することが資料館の第一義的使命ですが、状況に応じては復元図・模型・コンピュータグラフィックなどを援用し、資料の保全を図りながら伝えます。また、学校・図書館・公民館・中央生涯学習センターなどとも連携を図りながら、展示や企画を生涯学習活動に活用します。

（７）情報発信

窓口での案内、市の広報や館の発行する刊行物をとおしての情報提供は基本ですが、市民をはじめ全国の方々が資料館を利用できるよう、充実したホームページも開発します。

3 まちなか博物館ネットワーク

（１）「まちなか博物館ネットワーク」とは

「まちなか博物館ネットワーク」とは、まち全体を大きな博物館に見立て、点在する有形・無形の文化財やその周辺環境をよりよい形で保全しつつ展示に供し、かつそれぞれをネットワークでつなぐことを意味します。

（２）ネットワークを動かすプログラム

「まちなか博物館ネットワーク」を十全に機能させるには、わがまちの特色を生かした創意あるプログラムが必要です。そのプログラムは、豊かな環境の中で育まれた歴史文化の全容を把握し、重要性・緊急性を考慮しながら、それぞれの資料の特性を活かすために何をどのようにつないだらよいのかを考えて構築しなければなりません。新駅である西山天王山駅も含めた移動手段や観光ルートなども、視野に入れておく必要があります。

（３）歴史文化の構築物

まちなか博物館ネットワークの基本的なコンテンツ（内容）の一つは、今に残る史跡（古墳・城跡・窯跡）や寺社・伝統的建造物・近代の鉄道や駅・歴史の道・石造物など、歴史文化の構築物です。たとえば、乙訓地域最大の前方後円墳である恵解山古墳の整備により、市域のみならず、桂川右岸の古墳文化をつなぐ大きなネットワークのプログラムの核ができることでしょう。また、戦国西岡支配の拠点勝龍寺城とその周辺が整備できれば、全国に発信できるネットワークをつくることも可能です。さらに光明寺や長岡天満宮、楊谷寺などの寺社を、歴史の参詣道で結ぶプログラムがあれば、市民のレクリエーションや楽しみも広がるでしょう。

（４）文化財関連施設と中核施設

まちなか博物館ネットワークのもう一つの重要なコンテンツ（内容）は資料です。例えば、古墳文化の理解のためには、そこから出土した埋納品やそれを取りまく集落遺跡の様子を知らなければなりません。また、寺社の文化を味わうためには、彫刻や絵画・古文書を見なければなりません。

こうした資料を展示する文化財関連施設のうち、設置条例で定められているものは、現在のところ埋蔵文化財調査センター・中山修一記念館・神足ふれあい町家の３カ所があります。そのほか、勝竜寺城公園管理棟・中央生涯学習センター・学校などでも、小規模ながら常設展示をしています。

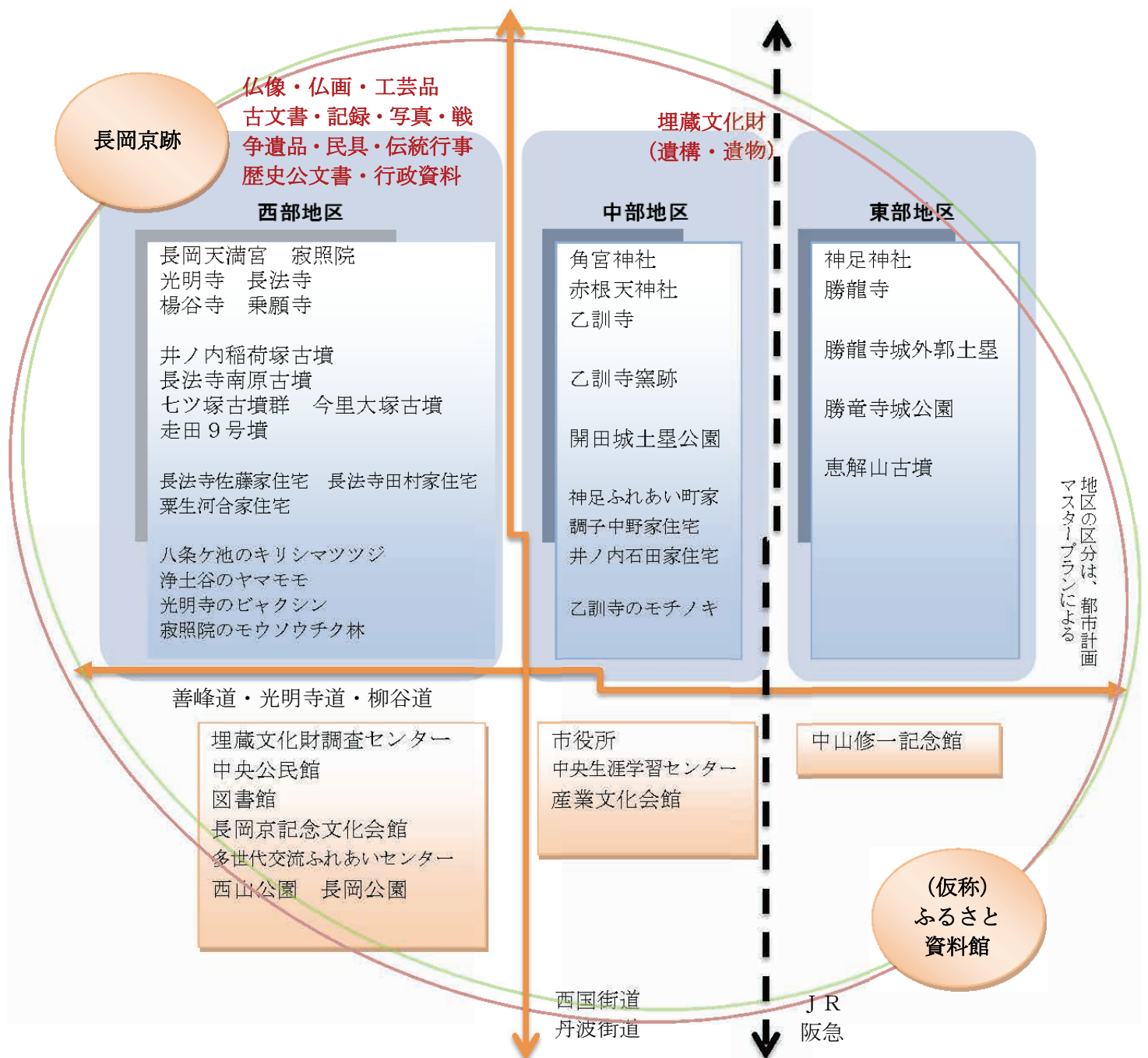
例えば、中核施設で長岡京跡の発掘における中山修一氏の功績を紹介したうえで、中山修一記念館へ案内するなど、さまざまなニーズに応じた資料を提供するには、「資料館から資料館へ」の

ネットワークを形成するとともに、埋蔵文化財・歴史資料・民俗資料・歴史公文書など市内各所に点在する資料全体の情報を把握した中核施設（（仮称）ふるさと資料館）が必要です。

（５）公共施設の利用

市内には、展示施設のほかに、中央公民館や長岡京記念文化会館・中央生涯学習センター・産業文化会館のように全市民を対象にした講演・講座を行う場所が充実していますし、近年は多世代交流ふれあいセンターも整備されました。小学校や公民館・自治会館では、校区や地区単位のさまざまな取り組みが可能です。長岡公園や西山公園などの自然豊かな公園も市民の宝です。平成に入ると勝龍寺城跡・開田城跡、七ツ塚古墳群・今里大塚古墳が都市公園として整備され、文化財を活かしたまちづくりが進められてきました。まちなか博物館ネットワークは、これらの施設とも連携を図ります。

まちなか博物館ネットワークのイメージ図 文化財、公共施設、自然環境、歴史の道、鉄道



Ⅲ部 ふるさと資料館へのみちのり

1 時代の選択と期待のなかで

資料館施設をつくるためには用地買収・建物建設の大きな財政力が必要で、たとえ実現したとしても、莫大な維持管理費や人件費を負担していかなければなりません。それだけに、実現にあたっては十分な市民の理解と合意を得るよう努める必要があります。

しかし、社会やまちが変貌するなかで、歴史文化を守り活かしていく取り組みは「待ったなし」です。いくら費用を積んで立派な建物をつくるとしても、いくら壮大なまちなか博物館ネットワークを整備するとしても、その時に肝心の中身となるわがまちの歴史文化が乏しければ、大きな悔いを残します。

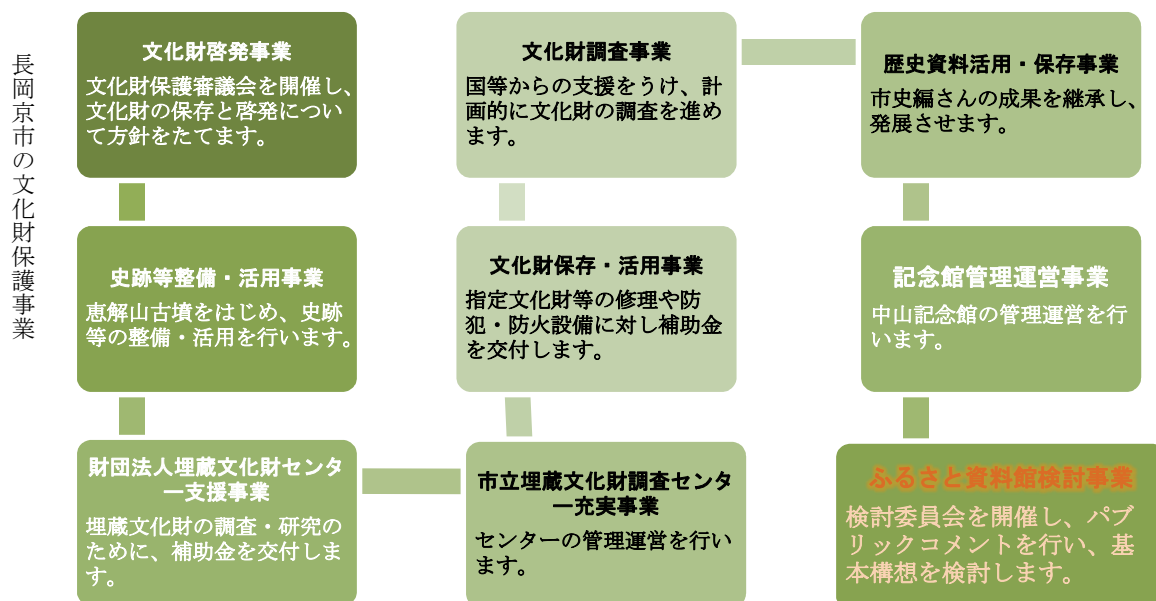
また、長岡京市には、都城としての長岡京や、戦国時代に活躍した西岡国人など、積み重ねられてきた独自の歴史があります。市民ニーズを捉えながら、それらのなかから展示の軸足を見定めていくことも重要です。資料館実現へのみちのりは、文化財保護事業の全体にどう取り組むのかという市民や行政の意思を検証し、生涯学習施設として多様なニーズをふまえながら選択を重ね、一つ一つの期待に応えていく歩みとなります。

2 文化財保護事業の展開

文化財保護の基本的なしくみは、「指定」・「保存」・「活用」の循環です。

「指定」は歴史文化の学術的・地域的価値を調査して評価を行い法律や条例にもとづいて行います。近年、文化財保護法が改正され、「指定」だけではなく「登録」や「選定」といった制度を充実させて、時代に即した文化財保護が進められています。「保存」は現状変更等の規制や管理・修理の指導、文化財補助金や課税上の特例措置などを通じて、文化財保護を促進します。「活用」は、展覧会等による文化財の鑑賞機会の充実や、史跡等をわかりやすく展示するための整備です。

市町村は文化財保護法にもとづいて独自の文化財保護条例を制定し、地域の文化財の状況に応じた文化財保護行政に取り組みます。文化財やまちづくりに関する支援制度を活用し、資料館構想づくりのなかで、これまでの文化財行政をふりかえり、それぞれの事業を有機的に行い、さらにその成果を市民のために発揮する創意ある取り組みを行っていきます。



3 既存施設の現状と課題

現在、設置条例で定められている文化財関係施設は、埋蔵文化財調査センター・中山修一記念館・神足ふれあい町家の3カ所です。また、埋蔵文化財調査センター・生涯学習課講座室・図書館の1階展示コーナーなどで展示を行っています。

収蔵施設としては、図書館3階の保管庫（歴史資料）・埋蔵文化財調査センター収蔵庫（埋蔵文化財）・中山修一記念館の土蔵（中山修一蔵書）・長法寺・神足・長岡第三小学校教室（民具）のほか、民間の倉庫（埋蔵文化財、民具、平成13年から収集を開始した市の廃棄永年文書仮置き）を借り上げています。まとまった収蔵庫がなく、やむなく分散して保管していますが、場所によってはカビが発生するところもあって、現状では必ずしも良好な保存環境とはいえません。そのため、京都府の指定文化財や長岡京市の指定文化財、個人からの寄託資料の一部については、保存環境を考慮して、京都府立山城郷土資料館に寄託しています。これらを集中して管理するためにも、環境の充実した収蔵庫の設置が火急の課題です。

埋蔵文化財調査センター・中山修一記念館・神足ふれあい町家の運営・活動をさらに充実させることで、まちなか博物館ネットワークの基本的な構成要素として有効的な活用を図っていくことも重要です。また、これら諸施設へ必要に応じて案内できるように、情報を集中して管理し、かつ発信していく中核施設の設置も求められます。

しかも、市内の既存施設は、いずれも博物館法による博物館相当施設ではなく、防犯・防災や保存の対策も不十分で、専門職員がおかれていないなど、資料館施設としての機能を発揮するには大きな難点があります。国や府の指定文化財を収蔵し、展示するためには、防犯・防災の設備が不可欠ですが、市の指定文化財についても、寺社の宝物や個人の家宝を預かるわけですから、防犯・防災設備が不可欠です。所有者の深い理解を得て文化財に指定しても、公開できる展示施設がなければ、地域のかげがえのない歴史文化遺産を市民が享受することができないのです。

このようななか、図書館3階の生涯学習課の施設を中心として、総合学習センターの特別展示室の活用、あるいは文化財所有者の特別公開の取り組みなど、まちなか博物館ネットワークの趣旨が発揮できるような取り組みを積み重ねています。

ふるさと資料館検討事業のなかで「保存」（収蔵）と活用（公開・展示・利用）の問題にどのように取り組むかは、まさに長岡京市の文化財保護行政の水準を示すといつてよいでしょう。

また、歴史公文書の保存は、新しい法律にもとづき評価・選別・廃棄・移管といったシステムを整備することとともに、資料の収蔵と管理を担う公文書館機能を確保することも課題です。

設置条例（施行規則）にみる文化財関係施設の機能比較

施設名	設置時期	目 的	事 業	職 員
長岡京市立埋蔵文化財調査センター	昭和60年3月	埋蔵文化財等の保存及び活用	・埋蔵文化財の調査研究 ・出土品の収蔵 ・資料の収集・整理・保存 ・遺跡台帳等の整備作成 ・その他	・所長 1 名 (生涯学習課長兼務) ・その他必要な職員若干名(文化財係事務職員兼務)
長岡京市立中山修一記念館	平成14年3月	・中山修一氏の業績をたたえる ・寄贈図書その他郷土資料を保存して一般公開 ・長岡京をはじめ郷土史研究及び地域の教育文化の向上に寄与	・資料の収集・保存・展示 ・資料に関する調査研究 ・資料に関する普及啓発 ・その他	施設の管理を指定管理者に行わせることができる
長岡京市立神足ふれあい町家	平成18年12月	・国登録有形文化財石田家住宅の保存 ・地域コミュニティの振興 ・市民の教育文化に寄与	・市民の文化活動の場を提供 ・市民相互の交流の場を提供 ・文化観光情報の提供 ・物産の展示販売 ・その他	施設の管理を指定管理者に行わせることができる



図書館3階 天神4丁目

(生涯学習課文化財係)

平成19年度に図書館3階の旧教育センターを改修して、事務室・保管庫・書庫・講座室・倉庫を整備しました。

保管庫と書庫は市史編さん資料を収蔵し、新たに寄贈・寄託される資料受け入れ、新規の調査や整理を継続して行い、長岡京市の歴史に関する閲覧・調査・利用の業務に対応しています。

講座室は、展示・学習会・資料整理室・会議室など多目的に利用します。



埋蔵文化財調査センター

奥海印寺東条

昭和44年開設の旧海印寺浄水場を改修してつくられました。事務棟（展示室）・研究棟（収蔵庫）・整理棟（図書室）からなり、埋蔵文化財の調査・研究の拠点です。

施設や収蔵資料の管理、展示、所蔵資料の貸出し、来所者の受付などを財団法人埋蔵文化財センターに委託して運営しています。

常設展示は通史（江戸時代まで）の方法をとり、秋にはエントランスでも展示が行われます。



中山修一記念館 久貝3丁目

長岡京発掘の父、中山修一氏を顕彰する記念館です。御遺族の厚意により寄付された生家の一部を平成14年に整備し、顕彰展示室や閲覧室として使っています。また蔵を改造した書庫に先生の蔵書を納め、一般の利用に供しています。



神足ふれあい町家

神足2丁目

平成19年に、西国街道に面して建つ国登録有形文化財石田家住宅の保存と活用を図るため整備されました。

庭園、和室、観光物産コーナー、喫茶室があり、人々が集い、文化を発信する場として親しまれています。



勝竜寺城公園 勝竜寺13番

平成4年に都市公園として整備されました。この年からガラシャまつりも開催されて、市民をはじめ、他の地域からたくさんの方が訪れます。

平成23年に展示をリニューアルし、勝龍寺城の歴史を解説しています。





江戸時代の初めから西国街道の町場で商いをしていた家の古文書調査（平成22年）。



長岡天満宮社務所の耐震工事。平成23年3月に本殿が京都府指定文化財に、平成24年11月にこの社務所ほか10棟が長岡京市指定文化財となりました。



乙訓の首長墓群の指定に向けて、京都府や二市一町の検討会が進められており、新しい文化財の指定のあり方が論議されています（今里大塚古墳）。



恵解山古墳特別講演会は、市内をはじめ近隣市町村からもたくさんの参加があります。近年では水鳥形埴輪の発見が大きな話題となりました（平成22年）。



調子の中野家（平成22年）、栗生の河合家（平成23年）が相次いで国の登録文化財になりました。多様な文化財の保存の実践に大きな意義があります。



二市一町共催の「西国街道・丹波街道でつなぐ乙訓」のための探訪（平成23年）。文化財を守る大きな輪の展開に期待が膨らみます。



「長岡京発見之地」石碑建立（平成 22 年）



市民に親しまれる「古今伝授の間ゆかりの地」の石碑
（平成 24 年に市制 40 周年事業の一環として建立）

4 ふるさと資料館の実現へ ～展望～

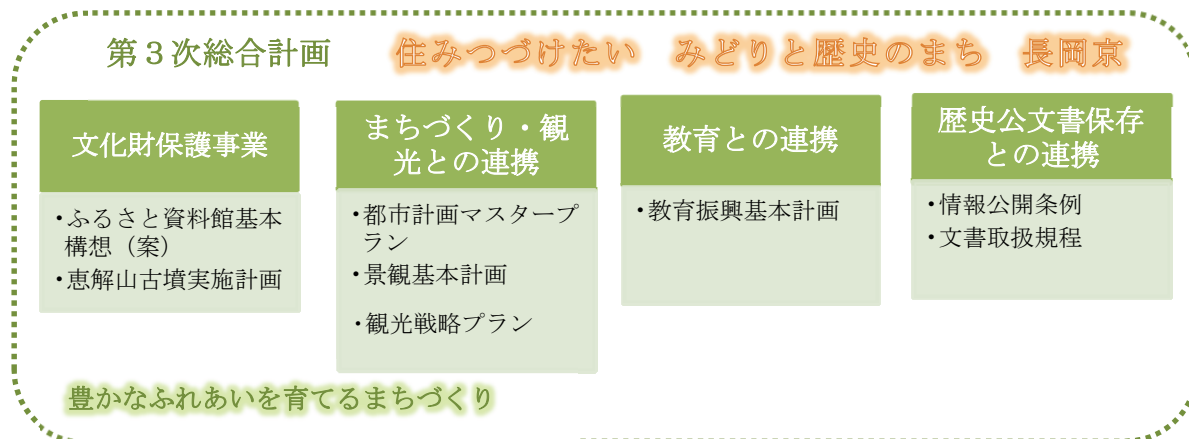
現在、平成 26 年度供用開始を目指して、国史跡恵解山古墳の整備事業が進められています。「歴史とみどり 人の集う 史跡公園」の実現は、長岡京市南部の新しい文化・教育ゾーンを構成する大きな核の一つとして、その完成に大きな期待が寄せられています。

これまで積み重ねられてきた本市の文化財保護事業の実績と、文化財や環境を守るためのさまざまな市民活動の取り組みをつなぐ「まちなか博物館ネットワーク」の輪をつくり、子どもから高齢者までの多様なニーズをふまえた、より幅広い歴史文化の保存と活用のしくみが求められています。

その中核となる「ふるさと資料館」は、長岡京市にふさわしい社会教育施設として、より幅広く市民活動を支える拠点とするためにも、「博物館法」にもとづく施設として、市民や市外からの来訪者が利用しやすい場所に設置する必要があります。そのためにはまちづくりのさまざまな取り組みや、市民の合意をふまえたより具体的な計画の策定が急務となります。

これまでの歴史文化を大切にしたいまちづくりをさらに発展させ、「みどりと歴史のまち」の心豊かな市民のくらしが実現できるよう、都市計画マスタープラン・景観基本計画・観光戦略プランや教育振興計画、歴史公文書保存などと連携して、「（仮称）長岡京市ふるさと資料館基本計画」の策定を進めます。

関係各課施策との連携



資料編

1 (仮称) 長岡京市ふるさと資料館検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 市民と行政がともに担う(仮称)長岡京市ふるさと資料館の実現へ向けて、基本的な構想について幅広く意見を求めるため、(仮称)長岡京市ふるさと資料館検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項について、意見の交換、調整又は提言を行う。

(1) (仮称)長岡京市ふるさと資料館基本構想(以下「基本構想」という。)に関すること。

(2) 基本構想の実現に関する具体的、実践的な取組みに関すること。

(3) その他基本構想に関すること。

(組織)

第3条 検討委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者で構成する。

(1) 学識経験者

(2) 市民活動団体関係者

(3) 公募により選出された者

(4) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から委嘱の日の属する年度の翌年度末までとする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 検討委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選により決定する。

2 会長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集する。

2 検討委員会は、必要に応じて関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、生涯学習課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関して必要な事項は、検討委員会が定める。

附 則

1 この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

2 この要綱による最初の検討委員会の招集は、教育長が行う。

2 (仮称) 長岡京市ふるさと資料館検討委員会開催経過

年 月 日	経 過
平成 24 年 11 月 28 日	第 1 回委員会開催 ・ 委嘱状の交付 ・ 会長・副会長の選出 ・ 検討委員会発足までの経過と目的について ・ 委員会の運営と今後の検討方法について
平成 25 年 2 月 5 日	第 2 回委員会開催 ・ 「基本構想（案）」のうちⅠ部・Ⅱ部の検討について
平成 25 年 4 月 25 日	第 3 回委員会開催 ・ 「基本構想（案）」のうちⅢ部の検討について
平成 25 年 7 月 16 日 ～8 月 15 日	(長岡京市がパブリックコメントを募集)
平成 25 年 10 月 10 日	第 4 回委員会開催 ・ パブリックコメントの結果とその公表について ・ 「基本構想（案）」の総括
平成 25 年 11 月 7 日	(長岡京市がパブリックコメントに対して回答)
平成 25 年 11 月 26 日	長岡京市教育委員会に対して基本構想の内容を提言

3 (仮称) 長岡京市ふるさと資料館検討委員会委員

氏 名	所属・団体	備考
芦 田 富 男	前長岡京市教育長	会 長
國 定 道 晃	文化財・資料所有者（勝龍寺）	副会長
檜 村 恭 子	長岡京市ふるさとガイドの会	
小 林 ひろみ	市民公募	
田 中 淳一郎	京都府立山城郷土資料館	
田 端 泰 子	京都橘大学名誉教授	
輅 岡 義 之	長岡京市観光協会	
中 尾 芳 治	長岡京市文化財保護審議会	
中 村 修	長岡京市教育部長	
増 田 啓	市民公募	
森 良 男	長岡京市企画部長	
山 本 博 一	文化財・資料所有者（今里区）	
渡 邊 佳 子	元京都府立総合資料館職員	



第 1 回委員会



第 2 回委員会

(仮称) 長岡京市ふるさと資料館基本構想

平成 26 年 3 月

発行 長岡京市教育委員会

〒617-8501

京都府長岡京市開田一丁目 1 番 1 号

TEL 075-951-2121 (代表)